

星空リゾート HIRUZEN バギー体験利用約款

第1条（約款の適用）

1 当社の運営するバギー体験を利用される方は、本約款及び当社が定める諸規則に従って利用するものとします。

なお、当約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2 当社が約款とは別に細則を定めた場合には、当該細則も約款の内容を補充するものとして、約款に含まれます。

第2条（利用契約の成立）

1 バギー体験を利用される方は、本約款への同意が必要です。本約款を確認の上、理解し、同意した上、利用申込みをすることにより、当施設はバギー体験の利用を引き受けることとなります。

2 また、バギー体験の利用申込み、参加同意書・誓約書の提出をもって、当約款、注意事項などを利用者が確認、理解、同意のもと申込みをしたものとみなします。

第3条（予約の取消等）

利用申込者及び当社は、当社所定の方法により、予約を取り消すことができます。

利用申込者の都合により予約が取り消されたときは、利用申込者は、当社に対し以下のキャンセル料を支払うものとします。ただし、実施当日が悪天候である等当社が実施中止の判断をする場合、キャンセル料は請求しないこととします。

実施日の2日前まで 無料

実施日の前日 利用料金の50%

実施当日 利用料金の100%

第4条（バギー体験の注意事項）

バギー体験には、次のような特有の危険があり、死傷など、心身に影響を及ぼす可能性があります。利用の際は、これらを認識し注意してください。

- (1) 雨、雪、風、雷、霧など、天候による危険
- (2) がけ、凸凹など、地形による危険
- (3) 岩石、立木など、自然の障害物による危険
- (4) 施設、コース・車両など、人工の障害物による危険
- (5) 他利用者との接触など、外的要因による危険
- (6) 蜂、動植物など、生物による危険
- (7) 自動車を運転等する際の故意、過失による危険
- (8) 自動車（バギー）を取扱い、走行することによる危険

第5条（バギー利用時の禁止行為）

バギー利用時には、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) スタッフの指示に従わないこと
- (2) 指定コース外、施設外を走行すること
- (3) 閉鎖中のコースに立ち入ったりすること
- (4) 立木・支柱・ネット・ロープ・マット等障害物や危険の予測される箇所の間近を走行すること
- (5) 他利用者の間近を走行すること
- (6) 他利用者の走行を妨げること
- (7) 無謀な走行（速度超過、不必要な急ハンドル・急ブレーキ、蛇行運転、無理な追い越し、急な方向転換、片手運転、手放し運転等）等の危険行為やルールを無視した乗車
- (8) ヘルメット未着用、ハイヒールやサンダル、クロックス等、足が露出する履物、スカート着用の状態、妊娠されている、またはその可能性のある状態、体調不良の状態、心身等の問題、疾患やその疑いのある状態、アルコールや薬物の影響を受けている状態、その他バギー体験に支障のある状態で走行すること
- (9) 運転中にスマートフォン、携帯電話、カメラ等を使用すること
- (10) その他、これらに類する行為

- (11) 他人に迷惑を及ぼす行為全般

第6条（お子様の保護者、付添人の義務）

- (1) 子供の保護者として同行する場合、その行動、健康状態や安全配慮に関する、すべての監督責任、賠償責任を持ちます。子供の安全に十分注意する義務があります。
- (2) お子様、ルール等について教え、保護者の目の届かないところで単独行動をさせないでください。

第7条（退場措置）

- (1) 当施設は、利用者が、法令、本約款その他当施設の定める諸規則又は当施設のスタッフ等の指示を守らない場合は、走行中その他如何なる場合でも当施設のエリア内から退場させることができるものとします。
- (2) 前項により退場させた場合、当該利用者に対し利用料金等の返金はいりません。
- (3) 当施設は、第1項本文に該当する利用者に対し、以降の入場をお断りすることができるものとします。

第8条（免責、損害賠償請求及び費用負担）

- (1) バギー体験に参加中の利用者（参加者）の事故や怪我、関連して発生した人的損害、物品の損害については、利用者が法令、本約款、スタッフの指示等に従わなかったこと（以下「約款違反等」といいます。）に起因して発生した事故、トラブル（以下「事故等」といいます。）による損害である場合、当社は、責任を負わないものとします。

但し、当施設側の故意又は重大な過失に起因して発生した損害については、この限りではありません。

- (2) 当社は、善良な管理者の注意をもって安全に配慮いたします。本バギー体験の特性上、利用者ご自身による十分な安全対策が必須となりますので、当施設に軽過失があつて、事故や怪我、その他の損害が発生した場合でも、原則、当社は責任を負わないものとします。

当社は何らかの理由によって損害賠償の責任を負う場合であっても通常生じ得る損害の範囲内かつ代金額の範囲内においてのみ賠償の責任を負うものとします。但し、保険の適用がある場合には当該保険によって支払われる金額を上限とします。

- (3) 利用者の約款違反等による事故等により当社の車両、施設、物品等に損害または賠償費用が発生した場合には、利用者に対してこの損害の賠償または発生した費用を請求する場合があります。
- (4) 当社は、施設内、駐車場における洋服、装飾品・所持品等の損壊（汚損を含む）、紛失、盗難、来場者同士のトラブル、車両同士の接触等その他のトラブルについては、責任を負いません。但し、車両同士の接触等については当該保険の適用される場合があります。
- (5) 当社は、天災、天候急変、その他の不可抗力による事故については責任を負いません。

第9条（バギー体験の変更、中止）

悪天候等自然環境上の危険や安全確保上の理由により、予告なく、内容を変更・中止する場合があります。参加中の場合は、一部または全額返金いたします。

第10条（保険）

バギー体験利用者（参加者）には、当社が付保している車両保険が適用されます。傷害が発生した場合、当社加入の保険補償限度額の範囲内に限りその治療等に要する費用をお支払いします。但し当該保険の規約約款に抵触する場合には保険の適用はできかねます。

第11条（その他）

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団ならびに反社会团体および反社会团体員等（暴力団および過激行動団体等ならびにその構成員）は、当施設をご利用いただけません。

第12条（準拠法等）

準拠法は、日本法とします。

第13条（当約款の変更、周知方法）

- (1) 当社は、施設利用者の一般の利益に適合する限り、または、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである限り、約款の変更を必要と認めた場合、あらかじめ施設利用者の承諾を得ることなく約款を変更することができるものとします。
- (2) 約款の変更を行うときは、これらを変更する旨及び変更後の内容並びに変更の効力

発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法によりお知らせします。変更の内容は、当社が定める効力発生日より効力を有します。

- (3) 当社は、約款を改定し又は別に細則を定めたときは、店頭に掲示及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更したときも同様です。

第14条（管轄裁判所）

この約款に関して紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則 この利用約款は、令和7年8月1日より施行します。